

自転車の安全利用・事故防止

自転車の利用に関する条例や法律の概要

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

昨今の自転車事故の状況に鑑み、自転車の安全で適正な利用と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした条例が平成31年4月から施行となりました。

詳しくは[こちらをクリック](#)

自転車ルールのお知らせ！

自転車を利用するすべての人に対するヘルメット着用努力義務化(令和5年4月1日道路交通法施行)

[自転車乗車用ヘルメット周知啓発動画（令和5年4月1日施行）YouTube「かなチャンTV」](#)

自転車を利用する人は、年齢にかかわらずヘルメットを着用しましょう。

詳しくは[こちら](#) [自転車に乗るときのルールとマナー 10 ヘルメット・シートベルトの着用 神奈川県警察ホームページ](#)

道路交通法により、危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられます。

危険な行為とは、信号無視、酒酔い運転、一時不停止等です。

自転車運転者講習とは、違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習です。

講習の受講が命ぜられてから3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

詳しくは[こちら](#) [改正道路交通法等の一部施行について（神奈川県警察ホームページ）](#)

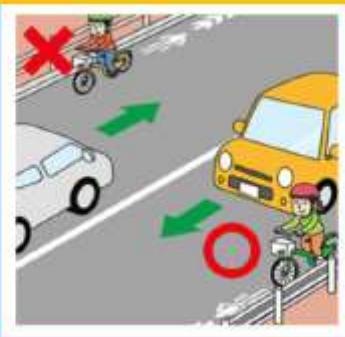
[自転車に乗るときのルールとマナー（神奈川県警察ホームページ）](#)

NEW!

自転車安全利用五則

令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



5 ヘルメットを着用



神奈川県交通安全対策協議会
神奈川県・市町村・神奈川県警察



電動アシスト自転車による事故にご注意ください！

電動アシスト自転車は子どもを自転車に乗せた場合でも楽に漕ぐことができるため便利な交通手段で、幼児乗せ自転車については今後も、幼稚園、保育園への送迎等で高い需要が見込まれています。しかし、幼児同乗中の自転車の事故は継続的に発生していることから、子どもを自転車に乗せる場合の正しい乗せ方や運転の仕方を理解していただくことが大切です。

(1) チラシ（電動アシスト自転車による事故に注意！！）（PDF：562KB）

(2) チラシ（幼児同乗中の自転車による事故に注意！！）（PDF：564KB）

自転車の通行環境整備

自転車を安全に利用できるようにするために、県警察において、道路管理者と協力し、自転車の通行環境の整備を推進しています。

こちらからご覧ください→[自転車の通行環境整備（神奈川県警察ページ）](#)

このページに関するお問い合わせ先

[くらし安全防災局 くらし安全部くらし安全交通課](#)

[くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へのお問い合わせフォーム](#)

企画グループ

電話：045-210-3552

このページの所管所属は[くらし安全防災局 くらし安全部くらし安全交通課](#)です。